

## 臨時職員(留守家庭児童教室指導員)募集要項

仕事の内容等	職種名	留守家庭児童教室指導員 (一般職非常勤職員)
	勤務地	町内の留守家庭児童教室
	仕事の内容	仕事などの理由で保護者が家を留守にするため、下校後や学校休業日に家庭でひとりで過ごすことが難しい児童(小学校1年生から4年生)を対象に、指導員として保護者の代わりに生活指導を行ったり、一緒に遊んだりしていただきます。
	必要な資格	保育士資格、教員免許、放課後児童支援員認定資格のいずれか

労働条件	賃金	時給 1,000円
	その他手当	通勤手当は、自宅から勤務地までの最短経路の距離が2km以上である場合に、距離に応じて町が定める額を支給(徒歩通勤者を除く)。
	賃金締切日	毎月末日
	賃金支払日	翌月21日
	昇給	なし
	賞与	なし
	加入保険	社会保険(健康・年金)、雇用保険、労災保険
	就業時間	通常 14:30~18:30 ただし、春・夏・冬休み・土曜日授業の無い月の第2土曜日・小学校の振替休日は午前8時から午後6時30分までのうち指定する5時間又は5時間30分 土曜日授業のある日は午前10時30分から午後6時30分までのうち指定する4時間
	任用期間	任用の日~平成32年3月31日
	休日等	日曜祝日、土曜授業日又は土曜授業がない月の第2土曜以外の土曜、年末・年始
	有給休暇	年度(4月~翌3月)で10日付与 (年度途中の任用の場合は、任用月に応じた日数)
	定年制	あり(67歳)
その他	欠格条項(地方公務員法第16条)に該当しない方。 他に報酬を得る事業もしくは事務に従事することはできません。 その他、地方公務員法で定める服務に関する規定等が適用されます。	

選考方法等	求人数	2名程度
	選考方法	書類選考及び面接
	応募方法	履歴書(写真貼付)及び資格を証する書類(保育士証、教員免許状、放課後児童支援員認定資格研修修了証のいずれか)の写しを総務課人事係に提出
	試用期間	あり(14日間、賃金額変更無し)

問合せ先	事業所名	垂井町役場 総務課 人事係
	事業所所在地	〒503-2193 岐阜県不破郡垂井町1532-1 TEL: 0584-22-1151 (内線218)